

15、 いじめに向き合う

江戸川小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

定義「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法第2条）

～いじめに向き合っていくためには、いじめを正しく理解し、共通の認識をもって対応していく～

- いじめは重大な人権侵害であることを認識し、いじめの防止に取り組む。
- いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうることを認識し、早期発見に努める。
- いじめは、見えにくいものであることを認識する。
- いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、解決する。
- 教職員は児童のトラブルを解決していく力を持ち、様々な問題行動への対応力を高め持つ。

「いじめ防止対策委員会」

2 組織 「いじめ防止対策委員会」

構成員 校長・副校長・生活指導主幹、当該学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー

3 未然防止の取り組み（※特に重視します）

●学校・教職員の役割

- ①授業が楽しいことがいじめの未然防止につながることを私達教員が認識し、楽しく、分かる授業の実践に努める。
- ②学校全体で学習規律を統一し生活指導の徹底を図る。時間で着席する、正しい姿勢、発言の仕方聞き方など決まりを守る事の大切さを共有させる。また、わかる授業づくりを進めることで、満足感、充実感を持たせることも大切である。
- ③教師によって対応が異なることがないように、教職員全員の共通理解を図る。
- ④教職員自らの不適切な認識や言動にも細心の注意を払う。

●学校の取り組み

- ①人権教育や道徳教育の全体計画や年間計画をもとに、児童の一人一人の存在を等しく認め互い、人格を尊重する態度や思いやる心、規範意識等を身につけさせる。
- ②体験活動を充実させ、体験や交流を通して、人とかかわることの喜びや大切さに気付かせ自己有用感を持てるようにする。
- ③情報モラル教育を充実させ、情報手段を活用する上での判断力や心構えを身につけさせる。
- ④児童会や特別活動を通して、自分たちの課題を捉え、いじめ防止の取り組みが展開できるようにする。
- ⑤保護者会、地域協働学校運営協議会、セーフティ教室、学校評価、地域懇談会、道徳授業地区公開講座等を通して、保護者、地域住民と連携し、課題を把握する。

4 早期発見のための取り組み

教職員すべてが、日常的に、様々な角度から意識的、意図的に児童に目を向け、小さな変化に気づけるようにする。

●ふれあい月間

6月、11月、2月をふれあい月間とし、見取りの強化、アンケートと分析・個別面談を実施する。

4年から6年はハイパーQ Uの実施と分析を行い支援状況の共通理解を図る。

●スクールカウンセラーによる5年生の全員面接を行う。

●スクールカウンセラーの相談日時を周知する。

●朝、中休み、昼休みに外看護、内看護当番による、校庭、校舎の巡視を行い、児童に声を掛けたり、挨拶など学級以外の児童とのコミュニケーションを通して児童を見守る。

●週一回の生活指導朝会での各学年からの報告や月1回の生活指導部会、学期一回の教育相談全体会等を通して、いじめ問題への取り組み、現状を確認し、情報を交換する。

●教育相談機関等を広く周知し児童や保護者が安心して相談できる体制を整える。

●いじめ発見ポイント等の項目を日常的に参考にして小さな変化を発見につなげる。

●校内研修

●民生児童委員やS S Wなどとの連携を行い、地域からの情報収集を行う。

5 早期対応のための取り組み

いじめの疑いがあると認められた時は、いじめを受けたと思われる児童を守ることを最優先し、家庭・学校・地域や関係機関との連携により、速やかに解決する。

●学校・教職員の役割

①訴えがあった場合には、迅速に対応する必要がある。管理職に報告するとともに、組織（学校サポートチーム等、校内のいじめ防止対策委員会）で情報を共有して、対応を検討する。

事実を確認する者、児童に寄り添い心のケアをする者、保護者や関係諸機関との連絡をとる者、など役割を分担して対応する。

②いじめを受けた児童に親身に寄り添い、自尊感情を高めるよう留意する。

③速やかに保護者に連絡し、徹底して当該の児童を守り通すことや、秘密を守ることを伝えるとともに、学校全体で対応していくことなどの具体的な対応方針を伝え、不安を取り除けるようにしていく。

④教育委員会に設置された、「学校問題支援室」との連携を密にして相談し、子ども家庭支援センター等の関係諸機関と積極的に連携していく。

●学校の取り組み

①事象をなくすことや、加害者を特定することをゴールにしない。

②事実確認は慎重に行う。

③ いじめが起きた集団への指導を行う。

6 重大事態への対応

●重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に時系列に報告し連携をとって対応に当たる。

●問題点の解消まで責任を持ちいじめの再発防止に向け、自校の取り組みを常に点検し、未然防止に向けて改善する。

7 学校評価

●学校中間評価や年度末評価で取り組みについて評価、改善を行う。

●保護者や第三者評価委員会による外部評価や教育委員会による学校訪問など活用し改善を図る。

「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校いじめ防止対策委員会を組織化し、中心となって、いじめの未然防止、早期発見、早期対策を行います。

